

筆界特定の申請が取り下げられた旨の公告

下記の筆界特定の手續に係る申請は取り下げられたので、不動産登記規則第245条第4項の規定により、公告する。

令和7年7月25日

広島法務局 筆界特定登記官
記



筆界特定手續の表示

手續番号 令和7年第11号

対象土地 広島市安佐南区八木三丁目5986番1地先西側・南側里道
広島市安佐南区八木三丁目5986番1